

オープンカウンター方式による見積合わせについて（公示）

次のとおりオープンカウンター方式による見積合わせを行いますので、参加を希望される場合は、本公示内容を熟読の上、見積書を提出してください。

なお、オープンカウンター方式とは、案件をホームページ等に公開し、広く見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内で最低価格の者と契約を締結する方法です。

令和8年7月16日

分任支出負担行為担当官

留萌北部森林管理署長 荒川 和也

1 見積合わせに付する事項

- (1) 物 件 名 令和8年度【留萌北部署】官用自動車点検等業務（単価契約）
- (2) 業 務 内 容 別紙仕様書のとおり
- (3) 履 行 場 所 請負者自動車分解整備事業場等
- (4) 履 行 期 間 契約締結の翌日から令和9年3月31日（水曜日）まで

2 見積に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の『役務の提供』においてA、B、C又はDの等級に登録されており、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。又は、留萌北部森林管理署随意契約登録者名簿の登録者であること。なお、随意契約登録者名簿に登録されていない者であっても、所定の手続きを行い、契約の履行が確実に認められた場合は随意契約登録者名簿に登録することができますので、以下の3に示す担当までお問い合わせください。
- (3) 契約担当官等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 本公示に記載された資格を有していると認められる上記（2）の証明書類及び委任状がある場合は見積提出の際に併せて提出すること。

3 仕様書等を示す場所、問い合わせ先及び見積書の提出先

① 仕様書等を示す場所

北海道森林管理局→ホーム→公売・入札情報→一般競争入札（すべての公告）

② 問合せ先及び見積書の提出先

留萌北部森林管理署 総務グループ 総括事務管理官

〒098-3392 北海道天塩郡天塩町新栄通6丁目

電話 01632-2-1151

4 見積書等の提出について

- (1) 見積書は令和8年7月17日（金曜日）から受け付け、令和8年8月3日（月曜日）を提出期限とします。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に掲げる行政機関の休日を除く午前9時から午後5時までに限ります。

- (2) 見積書の提出に当たっては、送付（持参可）のほか、Mailによる提出も認めますが、上記（1）の提出期限までに到達しなかった見積書は無効とします。また、見積書は封筒に入れて密封し、その封皮に「（案件名）見積書在中」と必ず朱書きしてください。

- (3) 見積書は別添の様式を使用するものとし、記載する金額は調達に要する一切の費用を含んだ合計金額を記載してください。

なお、見積書に記載された金額に、消費税法及び地方税法（以下「消費税等」という。）の税率を乗じた額に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって採用価格とするので、見積者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税等の税率を乗じた額に相当する額を除いた金額を見積書に記載すること。

また、内訳書を添付する場合（単価契約の場合は必須）は、内訳書の各項目に金額を記入し、各項目の金額を合計した金額が見積書の金額と一致するように提出願います。

5 見積合わせについて

見積合わせは非公開で行い、その結果については、見積書の提出期限以後概ね1～2日（閉庁日除く）中に見積参加者に通知します。

6 見積書の無効について

北海道森林管理局随意契約見積心得のとおりです。見積心得については、北海道森林管理局のホームページ上の次の場所に掲載しています。

『北海道森林管理局ホームページ＞公売・入札情報＞競争参加資格関係・入札参加者への注意事項等＞北海道森林管理局随意契約見積心得』

7 契約保証金
免除する。

8 契約の相手方の決定について

- (1) 有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により見積した者を契約の相手方とします。
- (2) 上記(1)において、同価の見積もりをした者が2人以上あるときは、当該調達と関係のない職員にくじを引かせて決定します。

9 契約書等作成の要否について

会計法令等の規程に基づき、契約金額に応じ、指定の請書の徴取又は指定の契約書を作成します（契約金額によっては、請書の徴取又は契約書の作成を省略する場合があります。なお、契約書及び請書を省略した場合、契約成立の証として「採用」を付した見積書の写しを希望され場合は交付することも可能です。）。

10 その他

- (1) 見積書作成に要した費用等は参加者の負担とします。
- (2) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積を依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。
- (3) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。
- (4) 完成検査完了後の支払いに当たっては、適正な支払請求書が到達した日から30日以内に代金をお支払いいたします。

=== お知らせ ===

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、北海道森林管理局ホームページ

<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiyaku/contract.html>
をご覧ください。